

# 仕 様 書

- 1 本仕様書は、安佐南区内道路法面除草業務（その3）に適用するものである。
- 2 施工箇所及び施工数量は、別添のとおりとする。
- 3 施工時期については、令和8年10月30日までに完了すること。
- 4 業務着手時には、現場責任者選任届及び委託業務実施計画書を速やかに提出すること。
- 5 除草は、繁茂している草等（草及び枯草をいう。以下同じ）を草刈機、その他の器具を用いて根元より30mm以下に刈り取るものとする。これにより難しい場合は本市と協議し、その結果に従って行うこと。また、道路附属物や樹木等に絡みついた草等についても、丁寧に取り除くこと。
- 6 路面への草等の飛散防止に努めるものとし、一般交通に支障を及ぼさないよう十分に注意すること。（誘導員を配置する場合：交通誘導員は1日あたり1名配置すること。）
- 7 作業中、既存の道路附属物等を破損させることのないよう十分に注意すること。また、万が一破損させた場合は、責任をもって補修等を行うこと。
- 8 作業後、刈り取った草等を交通に支障のないように、道路側溝内等に落とした草等を含め、速やかに処理すること。
- 9 刈り取った草等の処分については、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
- 10 作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
- 11 業務完了時には、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
- 12 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。また、安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。
- 13 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。



路線別除草作業一覧表【安佐南区内道路法面除草業務（その3）】

管理番号	路線名	回数	除草面積 設計数量	図面	備考
1	安佐南4区232号線	1	306	J-07	
2	安佐南4区217号線	1	355	J-07	
3	安佐南4区217号線	1	226	J-07	
4	安佐南4区431号線	1	462	J-07	
5	安佐南4区502号線	1	509	J-07	
6	安佐南4区275号線	1	5,439	J,K-07	
7	安佐南4区275号線	1	2,705	J,K-07	
8	安佐南4区277号線	1	7,859	J,K-07	
9	安佐南4区274号線	1	432	K-07	
10	安佐南4区353号線	1	843	K-07	
11	安佐南4区253号線	1	315	K-07	
12	安佐南4区320号線	1	975	K-07	
13	主要地方道広島湯来線	1	1,335	K-07	
14	安佐南4区673号線	1	429	I-07	
15	安佐南4区369号線	1	475	K-06	
16	安佐南4区371号線	1	4,616	K-06	
17	安佐南4区471号線	1	520	K-06	
18	安佐南4区474号線	1	4,255	K-06	
19	安佐南4区365号線	1	4,400	K-06	
20	安佐南4区563号線	1	182	K-06	
21	安佐南4区515号線	1	215	K-06	
22	安佐南4区513号線	1	1,355	K-06	
23	安佐南4区607号線	1	1,641	L-06	
24	安佐南4区381号線	1	504	L-07	
25	安佐南4区454号線	1	9,990	L-07	
26	安佐南4区484号線	1	237	L-07	
27	安佐南4区455号線	1	350	L-07	
28	安佐南4区480号線	1	952	L-07	
29	安佐南4区480号線	1	803	L-07	
30	安佐南4区480号線	1	525	L-07	
31	安佐南4区480号線	1	210	L-07	
32	安佐南4区481号線	1	370	L-07	
33	安佐南4区481号線	1	3,386	L-07	
34	安佐南4区480号線	1	1,262	L-07	
35	安佐南4区481号線	1	513	L-07	
36	安佐南4区268号線	1	378	L-07	
37	安佐南2区869号線	1	724	J-07	
38	安佐南4区631号線	1	140	I-07	
39	安佐南4区454号線	1	350	L-07	
40	安佐南4区710号線	1	408	K-06	
41	安佐南4区221号線	1	476	J-07	
42	安佐南4区409号線	1	339	L-06	
43	安佐南2区1005号線	1	208	J-07	
合計			61,766		











